

第5回 北見市住民自治推進交付金制度検証会議 会議録要旨

◎日 時	平成26年5月16日(金) 午後2時00分～午後3時45分
◎場 所	北見市役所 北2条仮庁舎別館 2階 第2会議室
◎出席者	検証会議：中岡座長、宇山副座長、金山委員、嵐委員、谷井委員、中川委員、 井上委員、倉本委員 事務局：伊藤市民環境部長、滝沢市民環境部次長 高谷市民協働推進担当係長、中原市民協働推進担当

1. 開会

(伊藤市民環境部長) 皆さん、こんにちは。
本日は、この悪天候、お寒い中、また大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
ただいまから、第5回北見市住民自治推進交付金制度検証会議を開催いたします。第4回目の会議では、論点について各委員の皆さんに聞き取りさせていただきました結果をもとに報告書作成に向けての協議をしていただきました。予定では最終回となります今回は、これまで検証会議で議論いただきました内容をまとめさせていただきました報告書の案につきまして、ご協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
それでは、ここからは、中岡座長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(中岡座長) 皆さんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。最初に委員の出席状況につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

(滝沢次長) 本日の出席委員数は、9名中、8名でございます。小川委員は所要のため欠席される旨連絡がありました。
北見市住民自治推進交付金制度検証会議設置要綱第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。以上です。

2. 北見市住民自治推進交付金制度検証会議 報告書（案）について

（中岡座長） 第5回目の会議ということで、予定と部長はお話されましたが、今日で最終回でございますので、そのつもりで議論していきたいと思います。今回までの間、私と事務局の方で報告書の案をまとめさせていただきました。こういう報告書の形にする時は、ある程度の内容を書きたいということで、議論不十分のところもあったのですが、少し踏み込んだ形でとりあえずは提案させていただいたという状況です。それをもちまして、事務局の方に各委員の皆さんにヒアリングを事前にして、どういう点に疑問があったのかと少し把握して、少し修正をしましょうかということで、今日ここに出していただいたのが修正した後の内容のものです。それを今日、提案させていただきたいと思います。細かいことをいうと、それぞれ意見が異なるのは当然なのですが、不満を持ちながらの報告書は避けたいので、皆さんの合意を取ることになりますと、表現のトーンを下げたり、あとは基準を下げたり、あるいは、内容を一部削除したりと、そういう形でおおむね、この表現、この内容であれば納得ですよという水準で今日は再度取りまとめたいと思います。進め方としては、まず一応念のため、今日、最終的に修正が終わった案を事務局から1点ずつ読んでいただいて、その後、その中の気になる点を協議していきたいと思います。事前のヒアリングで、気づかなかった点でも今日、お気づきの点があればここでお出しいただくのは一向にかまいませんので、遠慮なくご発言ください。そういう流れで進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全員了承】

（中岡座長） では、報告書という表題になっておりますが、報告書案ということで、目次のところは、結論が短く、各論で7項目、そして資料が13点あるという、こういう形の体裁の報告書です。では、1ページ目から、まず、結論部分をお手数ですが、事務局の方から読み上げていただいて、その後、協議していきたいと思います。よろしく願いいたします。

（事務局） 結論 読み上げ

（中岡座長） ありがとうございます。結論部分で1番重要なところは、この制度を継続するかどうかというところだったと思いますので、その点を最初にまず書いておきました。そして、いくつか解決すべき問題がありますねという表現で終わっています。その内容に関してはそれぞれ各論になりますが、結論の部分で、まだ表現が強すぎる部分がまだ修正がかかっていなかったの、これは、後ほど修正の意見を提案いたします。どこかという、本文3行目の「推進へ向けた先進的取り組み事例として」ここが、各論の部分でも少し言い過ぎていますねということで修正をしておりますので、それにあわせて再度、結論は最後に検討したいと思います。今の段階で、結論の部分で何かお気づきの点はございますか。

【意見なし】

（中岡座長） ここは一番最後にもう一度議論させていただきます。
では、各論に入ります。1番から事務局お願いします。

（事務局） 各論 1. 住民協働組織の設立状況 読み上げ

（中岡座長） はい、ありがとうございます。
それで、横線が引いてある部分が当初の案にございましたが、少し認識が違ってないかという意見がございました。その理由は多分、地域の同意を得ることが難しいという、そればかりではなくて、必ずしも必要としていない、そもそも必要としていない町内会もあるのではないかという意見だったと思います。そこで、この表現が町内会の活動に対して批判的な意味合いも含まれるような印象もありますので、であれば削除してもかまいませんねということで、削除してはというような修正案となっております。この点に関して補足等ございましたら、ご意見お願いいたします。

（中川委員） おそらく私が発言した内容も含まれておりますので、発言させていただきたいのですが、地域の合意を得ることが困難な理由として、未加入組織率などとなっておりますが、私が言いたいのは、むしろそれよりも、中心地は住宅地が少ないということから、色々な都市施設が混在しており、住民が過疎的になっている。ドーナツ化現象になっているということから、住宅密集地に比べて都市部では非住宅密集地ですので、その中で、住宅地は飛び地的に存在しますけれども、そうい

う町の構成が住宅密集地とはかなり違いますよということを話しました。で、加えて現状としては、こういう傾向があるということは申し上げましたけれども、未加入組織率を上げるということですが、特別私の意見ですから削除されてもそれはそれでいいのですけれども。お話ししたのはそういうことで、単に加入率が悪いから合意形成が取れないということではなかったです。

（宇山副座長）

この部分については少し引かかるということでヒアリング時にお話させていただきましたが、私たちの立場では、どの辺が未加入が多いかどうかというのは、未加入促進運動を自治連は総務を中心にやっておりますので、だいたい分ります。それで、このことについてはここまで私たちも踏み込んで考えていないので、未加入が多いから必ずしも、今、8つ出来ていない地域で未加入の地域が多いと断ずることはできないというように思っているものですから、少し違うのではないのかなと。逆に連合町内会があることによって作りやすくなっている考え方もあるでしょうし、連合町内会があるから必要性を感じないという側面もあるでしょうから、そうしたら、この辺の文章のまとめ方はちょっと疑義があるかなという話をしました。

（中岡座長）

他に、ご意見はございませんか。

（嵐委員）

この項目は、たしかにこういう理由で設立につながらないというのはありますけれども、あえてここに表現することもなく、他の要因もたくさんあると思います。ですから、入れなくても結構だと思います。

（中岡座長）

はい、では、修正案で大方賛成ということで、この修正案のままいきたいと思います。では、どんどんとりあえず先へ進みましょう。2番よろしくお願ひします。

（事務局）

各論 2. 現行制度に関する指摘事項・意見等 読み上げ

（中岡座長）

というように、まとめさせていただきました、事前のヒアリングでは特にこのぐらゐの表現はよろしいのではないかという了解を得たということでしたが、今改めて不足の点がありましたらご発言ください。

【意見なし】

- (中岡座長) よろしいでしょうか。それでは、後で戻ることにして、進みます。では3番お願いします。
- (事務局) 各論 3. 住民協働組織設立地域への調査結果 読み上げ
- (中岡座長) はい、ということで、これに関しても特に修正点はなかったので、このままになっていますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
- (嵐委員) 最後のところの、剰余金の次年度繰越を求める声もあったというところですが、これは、今の制度の中でどうなのでしょう。取り上げる余地はあるのでしょうか。交付金としてみた時に難しいという結論があるのではないですか。
- (井上委員) 今の意見ですが、剰余金の次年度繰越を求める声があったということですから、こちらの希望で、行政がダメだとかそういう問題ではないと思います。これはあくまでも委員としての発言ですから。これでよろしいのではないのでしょうか。
- (中岡座長) この、今の点に関しては、この報告書の一番最後の交付金の運用についてで、意思を明確に書いてありますので、ここで議論したいと思います。では、4番お願いします。
- (事務局) 各論 4. 住民協働組織未設立地域への調査結果 読み上げ
- (中岡座長) はい、ありがとうございます。この文書の途中にあります地域がまとまらないということと設立要件が厳しいということは同様な理由ということにしてありますが、これは、おそらく一体の話で、地域がまとまらないというのは、今現在は半分の同意を取ってくださいという基準なのでまとまらないということで、その基準を下げれば地域はまとまりますので、設立の要件次第で地域がまとまるかまとまらないか決まりますから、ほぼ一体的な理由で、そこで同様な理由としてという言葉でつなげてあります。この部分はどうか。
- (宇山副座長) ヒアリング時もお話しましたが、これは直しようがないので直っていないと思いますが、私は設立要件見直しでこの問題が解決されるものとは到底考えられないと断じてしまったのですが、要するに何回も言ってきたのですが、どうにもならないことを言ったのかもしれませんが、必要がない、知らない、というのは、知ろうともしない、というようなことも考えられると、もっと深いところに問題があると、このこと

ころを直してあげればどんどん組織化されていくというような単純な問題ではないと、いうように私は思っているものですから、こういう論の立て方というのは、ま、本質論はダメというか、大変だということですから、これ以上は言いませんけれども、そう短絡的に見直しをこうすれば緩和をすればどんどん行くというほどの町内会そう甘いものではないと、いうように考えた方がいいのではないかと思って文書をお渡ししたのですが、私ひとりの考えですから。ただ、書いてあることについて一つ一つあげていくことではないのだけれども、座長が言ったように解決されるのであれば、すつといくよというほど単純ではないと、というのは何回も言うようにその地域、その地域に地域性だとか特殊性だとかたくさん抱えていて、これから解決していかなければならない問題も抱えている。その住民協働組織以前に抱えている問題もあるだろうし、そういうところにも目を向けながら、推進をしていかなければならないのではないのでしょうかとお話させていただきました。既存の方たちは、自分達の地域にとって有効だということで色々お話をされて乗り越えているわけですから、それはいいのですけれども、乗り越えるか乗り越えないか、まだまだずっと前にいる町内会もあるのだということを知っておくべきで、そのことを踏まえながら推進していった方がいいということで、あまり軽く町内会を見てはいけないというように思ったものですから、お話したのですが、文書には書くわけにはいかないのですが、書いてあることがあまりにも安直であるのでお話をさせていただきました。

（井上委員）

今の話なのですが、設立要件が厳しいという問題と地域がまとまらないとこれが、あくまでも悲観的な問題ではなくて、私がとらえているのは、前向きな考え方で、この住民協働組織がいいことだというのは、すでにやっているところもあるので、これをいかに知らせていくかということが私たちの仕事だと思いますし、地域はそんなに甘いものではないというよりも、それぞれの町内会の中で色々な議論がされれば、私は心配するようなことではないと思います。

（中川委員）

調査結果に基づいた表現ですので、ここはこれでいいと思い

ますけれども。事実に基づいて説明しているものですから。

(中岡座長) 未設立の方で出てくる方向性は、設立要件の見直しをしてはどうだろうかということと、住民へ周知する方法を考えなければなりませんねという、この2点の方向性をここから読み取っているだけなのです。結論の部分はここには出てきませんので、それは設立要件のところでも、議論したいと思います。多分、私の協働組織に対する理解と、宇山副座長の理解の根本的なところは、宇山副座長は町内会のまとまりということと、協働組織を作るということがイコールになっているという、それで協働組織を作る、作らない、町内会がまとまる、まとまらないという議論になってしまうので、そんな簡単ではないという発想だと思うのですが、私は、協働組織は条件がきちんと決まっていますから、それをどのようにクリアすればとりあえず協働組織が立ち上がるかというそこに視点を置いているので、そこを協働組織を立ち上げるという話と町内会活動がまとまっていくというのは、多分少し違うのだと思います。

(宇山副座長) ただ、協働組織は主体になっているのは町内会が主体だということにおさえておきますので、町内会がなかなか進むことが出来ない状態であれば進められないと思いました。それは、言ってみれば現象論ではなくて本質論になってきますので、これは1年ぐらいじっくり時間をかけなければならない町内会活動の本質に触れていくような問題になってくるだろうと思います。PTAとか子ども会とか推進会などと話し合っただけで抱き込んでいくということと少し違うのだろうというのがあるものですから言ったのですが、これ以上修正しようがないものですから。

(中岡座長) はい、では次に各論の中では一番ボリュームのある5番に行きたいと思います。

(事務局) 各論 5. 市民アンケート調査結果 読み上げ

(中岡座長) はい、ありがとうございます。ここは、アンケートの調査結果を中心に書いてある内容なのですが、この点に関して、ご意見ありますでしょうか。特に修正の意見はなかったと聞いておりますが、何かお気づきの点はありますか。

【意見なし】

- (中岡座長) では、次に行きたいと思います。6番お願いします。
- (事務局) 各論 6. 全道住民自治組織の状況 読み上げ
- (中岡座長) はい、ありがとうございます。ここで、消してある部分は少し言い過ぎではないかという、取り上げている事例も少ないですし、全道的にも全国的にも先進的な事例、積極的に進めるというのは少し言い過ぎではないかというご指摘がありまして、少し強く書きすぎておりますねということで、「沿った施策であり今後とも推し進める」というトーンを少し下げた部分ですが、この点に関してご意見いかがでしょうか。
- (中川委員) 多くの市町村のアンケート調査というのを、うちの方では把握しておりまして、平成22年ですので、2年前に我々まちづくり会が、コミュニティ再生講座というものの資料として使ったのですが、これは全国1,750団体の地方公共団体に出して、回答率が55%というアンケートなのですが、全国的には住民自治組織があると回答した市区町村は、およそ18.2%2割弱ということです。で、その必要性を感じているというのは、ほぼ半数がそう感じている。ただ、現実には立ち上げているのは2割ぐらいの結果が出ておりますけれども、北見市はこれだけやって、5年前からやって8つの住民自治組織が進んでいるというのは大変先進的な事例として見られると思います。ですので、わざわざ消さなくてもこれは事実と反していない表現だと思います。
- (宇山副座長) 確かにそうなのですが、16のうち8つにはなりませんでしたけれども、その8つのうち同じように数えていいのか。私は8つのうちの4つというのは、この文書でいくと郊外となります。ですから同じように数えてしまうと間違ってしまうのではないかと思います。同等にみていくのは安直だと思ってしまうものですから、そういう状況の中で、全国的、全道的に先進だとそういうことはちょっと言葉としては、過ぎているのではないかと。そのようにやってしまうと、ま、行政としてもそれをどのように取って進めるか分からないけれども、さっきも言ったように、もう一度地べたにきちっと足をつけて、協働組織を見ていく見方に若干誤りが出てくるかもしれない。というように考えるものですから、かといって完全に否定しているものではないですから、いいのではないかと

と私は理解しております。

（中岡座長） ここは、協働組織の内容を書いているところではないのですが、全国の傾向にあっているかどうかということで書いておりますが、ここが強すぎる表現だということであれば、削除して少しトーンを下げた全体の合意を取りたいと思います。この修正案の形で進めてよろしいでしょうか。

（中川委員） もしくは、この表現については先進的な事例として、認めるのか、表現がふさわしいかどうか、採決してもらってもいいのではないかと思いますけれども。

（中岡座長） これまでの議論、使ってきている資料から考えて、北見市が進めている協働組織の設立の制度これが、先進的な事例と考えていいのか、そのようにとらえるべきではないという考えなのか。

（宇山副座長） さっきは先進的と書いた言葉で終わっています。ただ、ここでは全国的、全道的とここまで言っていますので、そこはどうかと、ダメだといっているわけではないので。

（中岡座長） 全国、全道、どちらが引かかっていますか。

（宇山副座長） どちらもですね。

（中岡座長） そこをはっきりさせたいというのが中川委員のご意見ですが、この事業を先進的な事業ととらえるべきではないというお考えの方、宇山副座長のほかいらっしゃいますか。

（宇山副座長） 結論の方に先進的事例と出ていますが、これはいいんですよ私は、このままで。

（嵐委員） この表現を出す出さないということに、何か影響はあるのでしょうか。この文書が全国的に発表されて、全国の人が見るのかどうかという部分もその時の評価がどうなるのかという心配もあるのだと思いますが、例えば北見市内や全道ぐらいですとこの辺はいいのではないのでしょうか。

（中岡座長）

事務局とも協議して、ここはそんなにこだわる必要のないところだから、皆さんが合意できるように少しハードルを下げるといふことで、トーンを下げた表現になっております。できるだけ反対者を出したくはないので、削除という形で全体で合意したいと思います。では次は7の制度改正に向けてですが、冒頭のところは私が読み上げます。

7. 制度改正に向けて 読み上げ

ということで、必ずしもこの委員会で固まった内容ではないですということをおことわりして、そして、かなり踏み込んだ表現で中身は書いてあります。では1)以降よろしく願いします。

（事務局）

1) 住民協働組織の設立要件の緩和について 読み上げ

（中岡座長）

これは、前回第4回のところでもここまで明確な方針はでなくて、意見がかなりバラバラに出た段階をまとめさせていただきました。報告書でとりまとめる時は少し明確な内容にしないと伝わらないので、この程度の条件はいかがでしょうか。①、②ですね。こういうのを具体的にあげて、ただ、それ以外に条件にこだわらないで、小さな動きでも吸い上げようという意見があったので、その他にもこういうことが考えられますという形での表現になっています。ヒアリングでは、おおむねここまで書いた方がわかりやすいというような理解をいただいたようなのですが、改めてご意見いかがでしょうか。1/3の同意というこれをどんどん下げて1/4とか、複数の町内会と下げても、②の比較的近い将来に今の基準そのものを満たせるのかということ、ほとんど実現の可能性がないので、やはりスタート時点で最低1/3でしょうねと、そして3年以内に1/2をまず目指していただければ設立がスムーズにいくかなという流れなのですが、十分審議しないままとりあえず突出したものを書かせていただいた部分です。

（谷井委員）

何らかの数値的なものがなければ緩和にはならないと思いますので、報告書の段階での目安の数値としては、私はいいと思います。

（中岡座長） その他にもという付帯事項のところでは、地理的な条件を考えなさいと国道だとか河川で分断されているとか、あとは単位町内会数が多いというのは、これは中央小学校区を意識していて、ここは特別な配慮をしないと難しいですねというのは、前から中川委員からもご指摘いただいていることです。よろしいでしょうか。

【意見なし】

（中岡座長） では、2）に進みます。

（事務局） 2）中間支援制度の導入について 読み上げ

（中岡座長） はい、ありがとうございます。これは、当初の案をヒアリングしたら、行政の取り組みがすっぱり抜けてますよというのが複数の委員から指摘されたという報告を受けました。それは少し驚いています。中間支援制度というのは、行政と町内会との間に設ける制度なので、ここに行政が関わっていないというのはとても奇妙だなと理解しておりますけれども、もともと行政は当然やらなくてはならないですね。この協働組織を進める、あるいは支える、支援する、行政がやることは当然のことなんです。それに加えて、中間的なものを設けてはどうかという意図で中間支援制度というのを盛り込んでいるのですが、ただ、行政の取り組みがどうなったのかという話が多かったということなので、改めてこのカッコの中の行政の取り組みとは別に新たにという形で、行政とは違う動きなのですが明確にさせていただきました。これでもまだ、かなり足りないでしょうか。

（宇山副座長）

それはそれでいいのですが、行政が抜けているというのは、一番最初にヒアリングした時に、面倒を見てくれるというのか、作りたいといったときに、市の担当の職員が来て面倒を見てやるという、そういう方の行政というのを言ったと思います。だから、NPO 法人よりもということを考えてものですから、そのような感じで行政が抜けていると、行政が支援するというのは当然だけれども、だいぶ前に傍聴の方からも規約を作るにも、会計の問題にしても、やはり行政の方たちは詳しいから、そういう人達に面倒を見てもらいながら、作っていくという方向は、やはり妥当ではないかなという意見はありました。そのようなことで抜けたということだと思います。

（中岡座長）

今の宇山副座長の発言の内容ですけれども、事務局の人と何度か打ち合わせをされていて感じているのは、市の方は協働組織という制度が出来て、積極的に組織を作りたいのだけれども、市があまりにも先走って色々なところに呼びかけて、そして、こういう規約はどうだ、こういう活動はどうだというのは、町内会の自主的な活動を逆に損なうような印象をもたれる、なかなか市から積極的に動けないというお話を聞いておまして、それはある意味もつともなので、市は動きたいのだけれども、あまりにも動きすぎでは反発を得るというお話をお聞きしております。ですから、どんどん市がやると反発する方が出てくるのではないのでしょうか。あくまで自主的な活動という事で。その辺をかいぐった点ではやはり、ちよつと住民側にたって色々な事務手続きを進めてくれる中間支援があればスムーズに行くかなと思いますが。

（嵐委員）

この中間支援制度の意味合いなのですが、NPO 法人と出ておりますが、一つの例として、これは自分のところの構成で制度に参加するという作業はやはり行政からアドバイスをいただかないと制度の流れが分からないとか、会計のことなどやはり市に聞かないと分からない、その部分ではなくて、これに取り組んだ時、何をやるのか、何をやればいいのかというその辺の疑問はやはり、実際に色々な活動をしているNPO がひとつ、それから、専門的にこういう事業をやっていますよという団体があって、そこのアドバイスをいただ

く、そういう意味での中間支援制度と解釈した方がいいのかと思います。今は全然取り組んでいないところの中で、こういう活用の仕方があるといったときに、これだったらできるかなという所が出てくると思います。NPOの名前が出ていますが、それ以外の団体もやはり幅広く応用していくというか、そのように考えています。

（中川委員）

私もこの中間支援制度というのはぜひ導入するべきだと思いますが、設立のサポートは初めて取り組むことですので、ある程度専門性を持ったそれをサポートするNPOとか、作って終わりではありませんから、その後も組織間の連絡とか、協働のサポートもしてもらったり、その他の市民活動をしている人たちの、例えば苦情とか、補助金のアドバイス、それからもうひとつ大事なものは地域リーダーを養成していくということを今からしていかなければ、このままいきますと、町内会は衰退していく、なり手は見つからない、10年後は今、活発に活動している団体もそのままいくのかという高齢化の問題もありますし、人口減少の問題もありますね。そういった意味においてもこの中間支援制度というのは、行政というのはもちろん執行機関ですからやっていくのは当然ですけれども、新たにこういう機関を設けることは私は必要なことだと思います。

（中岡座長）

嵐委員のNPO以外の団体というのは、例えば。

（嵐委員）

例えば、趣味系とか、具体的に言うと、絵手紙の活動とかそういう趣味的なもの、今まで取り入れていない町内会で取り入れるとか、それから、高齢者については、健康体操とかそういうもののアドバイスをもらいながら、自分の地域の中で、そういう新たな活動をやるようにするとか、それに対するアドバイスとしてはいいのではないかと。

（中岡座長）

事例を増やしますか。NPOや〇〇という形で、それがわずらわしいのであれば、ここをバツサリ取って一気にいきますか。

（嵐委員）

NPOは入れてもいいのではないのでしょうか。

（井上委員）

NPO法人等と「等」で通用しませんか。絵手紙などいろいろ団体があるのはわかりますが、社交ダンスとか全部入るのかと、そうではなくて、ここでいえばNPO法人等で私はい

いと思います。拡大解釈できますから。

（金山委員） 私も NPO 法人等でいいと思いますが、私は行政の方がまずベースになって、中間支援の方に移行していかないと混乱を招くのではないかと思ったのですが、そうではなくて、もしかすると協働の中で、小学校区域の中の組織の中でそういった担い手を募集して、それが NPO 法人なりその他の団体であっても構わないと思いますけれど、中間支援としてリーダーを養成していくという形がもっともいいのではないかと思うのですが、そのリーダーが中間支援を募集する際は必ずこの住民協働組織準備会の中で、募集するという形にすれば、すんなり話が進むのではないかと思います。

（中岡座長） 金山委員のイメージは、各小学校区単位でこの中間支援組織を作りたいという事ですか。

（金山委員） そうですね。その方が明確になるのではないかと思います。

（中岡座長） この、制度の趣旨は全市的なのです。このイメージは。各小学校単位ではなくて、全市に支援するそれでないかと多分成り立たないので、そういうイメージで制度という形で書いているのですが。小学校区の中でやれという事になると、事務局は新たに外部の人をお願いするというだけの話ですから、制度にはならないのかなと。

（中川委員） 組織の当事者となって一緒になってつくっていくという感じでしょうか。

（金山委員） 組織の中の中間支援のそれぞれある中のそれをまとめる中間支援だと思ったのですが、各組織の中でもさらに中間支援という協働と行政の間を中間の立場に立つ支援が導入されればと思いますが。

- (谷井委員) 各小学校区個別の中間支援ですと、それは100%ボランティアでやればなんら問題はないのですが、なにかしらの報酬なり給料という問題が発生する時には、例えば規模の小さい協働組織については、当然費用が少ないということで、それを専従的にやるということは難しくなるだろうと思われま。ですから、その時にある程度複数区、中間支援が朝から晩まで忙しいとは考えられないので、各小学校区はパートタイムでそれを取りまとめるのがフルタイムでいくだとか、そのようにした方が多分効率的だし、何より情報の伝達がうまくいくだろうとは思いますが。
- (中岡座長) 書くとしたら、全市的なことですね。各小学校区をどうするかということは、とりあえず制度として考えなくても各小学校区単位で考えていただければいいので。
- (宇山副座長) 中間支援制度の導入は校区毎の話し合いだと思って多分参加したのではないのかなと、そういうことでなかったのかなと思います。全市的な制度の導入をどうするかということではなくて、校区で出来る時にスムーズに組織化されるためには、頼れるというかそういう人達がいた方がいいといった時に、行政の職員かなと安直に考えたと思います。全市的な中間支援とはあまりイメージしていなかったと思います。
- (中川委員) それと似たような考え方で、地域に職員を貼り付ける地域担当職員制度がありますが、そういうやり方もあるのですが、また、職員を配置するとなりますとそれだけ人件費がかかるということになりますので、今の段階では難しい。それよりも中間支援サポートセンターみたいなものを1つ作れば全市的にまずはそこからやっていくという方が現実的かなというように思います。
- (中岡座長) 小学校区単位でこういう支援団体を作るとなれば、組織化されていないところは難しいですね。誰がそれを呼びかけるかという。そこから矛盾することになりますので出来た後でないと、そういう団体は要請できないことになります。これを設けるとすれば、イメージは、協働組織単位ではないのです。
- (金山委員) 準備会の段階で中間的な立場の人を募集することも出来るのではないかと思うのですけれども。

（中岡座長） それは、現行制度の中で十分できるのですけれども。今の協働組織の中で、その事務局的な支援を使うことは可能なので。

（嵐委員） この項目は、いつから出てきたのか私は記憶がないのですが、そこで見ていったときに、中身に疑問があります。

（中岡座長） すでに前回から議論している話なのですが、これは突然出てきた話ではなく。でも、構いませんよ。どんどん手直しして皆さんが合意できる内容にしていきましょう。嵐委員のお考えでは、この中間支援制度自体がいらぬということになりますか。

（嵐委員） いらぬというより、この項目が出てきた意味合いというのが、そもそもどういう目的から出てきたのかという、ちょっと私、理解できていないのだけれども、規模としては全体的にやるのか、それとも校区単位でやるのか、ということですね。

（金山委員） 組織を設立する時の担い手が、町内会の役員がなることが多く、負担が偏ってしまいがちだということで中間支援制度を導入するというのでよいという感じがするので、ちょっと私の認識が間違っていたと思うのですが、小学校区の中の協働組織の中で、中間支援制度が必要だというふうにとらえていたのですが、であれば、必要かなと思います。ただ、全市的に協働組織と行政との連絡を頻繁にする中間支援も必要かなと思います。

（谷井委員） 設立と運用のところが聞いていてごちゃごちゃになっているのかなと思いました。設立に対する支援というのと、それを更に出来ていないところは持つということと、出来たところもあるということで、その辺がどこに対する支援なのかと、ちょっと整理されていなくて分りにくいのかなと、私の理解では、本来であれば職員がいればそういう人が全部やるようなことを、中間支援がやるというイメージです。だから、設立できていないところは、当然設立するところもやると、運用を開始したところは、だんだん出来たところやると、そんなイメージで中間支援をとらえています。そういう認識ではないのですか。

（金山委員） 複数の組織を担う中間支援というのであれば、それでいいと思います。個別である必要はないのかもしれないですね。

（宇山副座長） とらえ方が、私と金山委員と嵐委員は似たような、一番先がそのようなとらえ方をしている。考えてみれば、（平成24年度町内会実態調査を）やりだした頃にアンケートをとった時に文書にはNPO 法人と書いてあった。アンケートを集約したものや説明を受けられますよというのも全部土台は市じゃない。その法人の名前が書いてあった。そういうものが私のところに届いている。だから、いつの間にか市はすり替わったなと思ったことがあります。やってることは同じですが。

（金山委員） 複数にする場合、どのようにしたらいいのですか。早い者勝ちですか。もし中間支援の団体をお願いする場合。複数だとは決まっていないと思いますが。

（中岡座長） 複数というのは他の、北見市全体にこの協働組織を推進するNPO、NPO ではなくてもよろしいですが、中間支援団体を作る場合ですよ。それが全てをとということですか。

（金山委員） そうですね。だから、1つのNPO なり、その他の団体の。

（中岡座長） まだ出来ていないところは、作るような活動を支援するし、もし、出来ていてそれを運用するうえで、非常に課題を抱えているのであれば、そこも支援するしということになりますね。

（金山委員） 1つに委託するということですね。

（中岡座長） ですから、準備委員会も立ち上げていないところにも働きかけていくということですね。そんなにこだわっている訳ではないですよ。こんななくても大丈夫だということであれば、バッサリ削るのは全く問題ないのですが。多分、こういうものをやらないと、現状のようにしかいなくて、全地域に設立するまで何十年もかかることになってしまうということで、嵐委員が言っている話はわからないではないのですが、中間支援団体という考えの時は、協働組織の支援、そのものを宣伝する組織、それと他の活動をやっている団体というのを並べるといのはちょっと違和感がある。

（嵐委員） 今になって、理解出来てきたのですけれども、要するに立ち上げから関わる、あるいはその前から出来ていない地域に入って働きかけると、ここまで分担することもあると、そういうことですね。了解です。

（中岡座長） どうでしょうか、どこか直した方が、こんなふうに直した方がいいという意見があれば、どうぞ。

（嵐委員） これ、立ち上げから関わるような組織ということは、今までそれなりの経験なり、力がある団体でなければ、適当に指名しても役に立たないですよ。

（中岡座長） 少なくとも、この制度を熟知していないとダメですね。

（谷井委員） ここにはNPO法人と書いてありますが、全国的にというか、ある程度先進事例ではないですけれども、そういうところの色々な事例を見ると、法人的な形態としてはいろいろな形態があるのですが、支援組織そのものが中間支援的役割を担っているということもない訳ではないのです。だから、中間支援といった時に、イコールNPOでは決してなくて、例えば、自治連が法人格を持ってそういうことに取り組むというのは決して不可能ではありません。だから、何かしらの例え話なんですけれども、そういうことも可能だということになりつつあるので、だから、中間支援といった時にNPOだけではなくて、それに置き換わるようなものであればいいですし、ただ、実情を知らないとは出来ないことではあると思うので、いわゆる支援型組織について、ある程度熟知、問題なんかも含めてそういうことをやる。だから、その形態としてはそのNPO法人ではなくても、ただ、将来的には何かしら法人格を持っていないと、色々な部分やりにくいとは思っているので、法人格を持ってなおかつ、地縁組織に精通している法人、そういう感じでとらえてほしいと思います。

（中岡座長） この、NPO法人という書き方が引っかけるといふのならば、ここをバツサリ取るということで、担当する中間支援というようにしましょうか。NPO法人等というのを削除します。他、この中間支援制度の導入について、ご意見はございますか。では次3)に進みます。

（事務局） 3) 住民協働組織の市民への周知について 読み上げ

（中岡座長） これは出た意見をずらずらと並べさせていただきましたが、今の段階で具体的な内容のものではないので、事例をあげるだけです、いかがでしょうか。

（井上委員） この優秀な活動の表彰制度の導入というこれはいかなものかと思う。感謝状とか表彰状は、差別化につながるのでは。

（谷井委員） 表彰する場合については、例えば、ものすごい優秀な町内会があって、すばらしい活動をしてますと、そこがいつも A 評価で、そして、ちょっと頑張る、そういう所が、何も無いところから活動するのは実はとても大変なことです。やっていることだけ見ると評価されないということになるので、やっぱりその努力の過程のプロセス評価で言えば、やったこともそうですけれども、そのやり始めたことも含んで評価するのであればいいのかなと思いますが、出来たことだけ評価することになると、何か逆効果に働く可能性もあるのではと思います。だから、表彰するのであれば、そういうことも加味した表彰をしてほしいなと思います。

（中岡座長） 表彰制度はちょっと、早すぎるのではという話ですが。

（金山委員） 私は、賛成なのですが、地域の活動を今までしてきたことを認められるという事で、地域が影響を受けて頑張ろうというのであれば、全くマイナスになることではないと思いますが、谷井委員のおっしゃったように表彰のやり方に気を付ければ何の問題もないと思います。

（中川委員） 「優秀な活動の」という所が少し引っかかります。それ以外は何なのという事になってしまう。金山委員がおっしゃったように、やった事への評価ではなくて、またさらに充実した活動になるということもありますから、「優秀な活動の」というところをとった方がいいのかなと思います。意見ですけれども。

（中岡座長） 表彰制度という言葉そのものは残しておいて、後は運用でというご意見ですが、優秀な活動だけを表彰することではないという意味合いをとって・・・

（井上委員） 優秀だと誰が判断するか。いいんじゃないですか。「優秀な活動の」をとって。

（中岡座長） はい、それでは、「優秀な活動の」という文言を削除して、表彰制度という言葉だけを残して、後は運用で工夫していただく。「活動内容を動画」というのはちょっと言葉としておかしかったので、「成功事例を映像で」というように修正させていただきました。他、市民への周知で気になるところがありますか。よろしいですか。それでは、4) お願いします。

（事務局） 4) 交付金の運用について 読み上げ

（中岡座長） はい、これも前回あがっていたことを少し羅列した感じがありますが、冒頭でご指摘があったように剰余金の話ではまず、そもそも可能なのかという事を市の方で確認ですが。

（事務局） 前回の時には、事務局の方から説明させていただきましたけれども、実際にそのようにやられている自治体もありますので、全く不可能という事ではないですけれども、現状の市の制度の中では難しいところはあるなというように考えております。ただ、このようなご意見をいただければ、その中で、可能なものかどうか改めて検討していけるものと思います。

（中岡座長） 剰余金というのは全くあまったお金ではないですよ。言葉では剰余金ですけどね。

（谷井委員） 表現がちょっと、剰余金というのは余ったお金というイメージですよ。用途が決まっているお金というのは剰余金とは呼ばないとは思いますが。今はないのかもしれませんが、協働組織で除雪のショベルを持たなければならないとか、排雪するからダンプを持ちたいとか、例えば、防災をやるから井戸を掘るから何十万かかるからとか、色々あるじゃないですか。そのように用途さえ決まっているものは、私はいいのではないかと思うんですよ。それを30万かかるものだったら、10万ずつ積み立てて買うのか、色々方法はあるかと思えます。分割払的にやるとかですね。その時に必要なものが1年で買えないほどの金額の今の制度の中で買えないものであれば、買えるようなことをしていく。住民自治という観念で行くと、そこで決めたことをやるうえで、そういうものが妨げになるというのは、おかしな話になるので、必要なものがあるのであればそれを買えるような何らかの財政的なことをするのは、当然というか必要な気はしますけれども。

- (中川委員) あわせてですけれども、今のお話は積立金という事ですけれども、現状でも規約としてありますね。積立金も禁止されています。ですから利益の処分という繰越をしてはいけないということですよね。それを含めて必要性がある積立金は認めてあげる。また、繰越金を認めないのかどうか、市がもう一度再考していただきたい。
- (中岡座長) あの、剰余金という言葉そのものは現行制度で剰余金という言葉方をしていますよね。それで、その取り扱いを剰余金という表現にしています。積立金という言葉は制度にはあるのですか。
- (中川委員) あります。
- (井上委員) 現実の問題として、それぞれの地域でこのような除雪機を購入したり、刈払機も購入したり、その中で一度に支払うものでなく、実際に利用する側は分割支払いをしていけば活動もスムーズに行くが、行政が絶対ダメだという事で、これは困ったもので何とかならないかと最初から議題としてありましたね。現実にはどんどん高齢化してきて、もう手でやれないから機械を地域で分割払いで買おうかとなったとき、それがダメとなったら、何もできなくなるから、そういう心配があって前段の話になったと思いますね。
- (中岡座長) 具体的にどのように修正したらよろしいでしょうか。
- (中川委員) 文言としては、最後の3行目の、また「剰余金に関しては」という所を、「積立金・剰余金に関しては」という文言にしてはどうでしょうか。
- (谷井委員) 積立金が認められれば大丈夫なのではないでしょうか。
- (中川委員) 積立金は目的を定めているんですよね。でも、年初に使えるお金がなければ、活動そのものが出来ないという事になりますから、総会も開けないじゃないかと、どれだけ費用がかかるかわかりませんが。
- (谷井委員) 積立金制度を認めて作ってほしいという事ですかね。
- (中岡座長) そういう事ですよね。
- (金山委員) 計画の範囲内の積み立てを入れるのであれば、「市に返還することになっているが」を取って、「明確な理由があれば」につなげれば、積み立てを入れることは可能ですよね

（中岡座長） 「現行は年度内に市に返還することになっている」というのを取ればいいですね。取ってしまえば、「剰余金・積立金に関しては、明確な理由があれば翌年度へ繰り越すことも」とつながります。ということで、各論に関する修正が終わりましたが、ちょっと、結論に戻っていただいて、これ、さっき、各論の方で4ページの6で削除したところが、文書としてはそのまま残っているので、「本制度は全国的にも住民の協働活動の推進へ向けた先進的取り組み事例として高く評価される制度であり」とこれが各論とつじつまが合わなくなりますから、簡単に修正するとすれば、「本制度は全国的にも住民の協働活動の推進動向に沿った制度であり」とすると各論の表現と一致するのですが、それで一致させてよろしいですか。

【意見なし】

（中岡座長） 全体を通して何かご意見はありませんか。

（事務局） 事務局からよろしいでしょうか。

（中岡座長） それでは、事務局からお願いします。

（事務局） 事務局からお願いしたいのですが、1ページ、2ページ、4ページの各論部分にある「小学校区」という表現ですが、現行制度で中学校区域という地域もありますので、「おおむね小学校区」という表現への変更をお願いします。

（中岡座長） これで一応、報告書の確認が終わりました。議題としてはその他、この報告書の取り扱いが今後どうなるか事務局から説明をお願いします。

3. その他

（事務局） 本日、修正させていただきました報告書について、再度作成をさせていただいて、皆さんにお送りさせていただき最終確認したいと思います。今回欠席されている委員もいらっしゃいますので、このままではなく、一度修正して「報告書（案）」から「報告書」という形で整理させていただいたものを再度お送りして確認させていただければと思いますがよろしいでしょうか。

（中岡座長） 本日出たものを修正して最終版を作って、各委員に改めて

最終確認をお願いしたいということです。よろしいでしょうか。

【全員了承】

（事務局） （2）についての市長への報告につきまして、日程を調整させていただきます。

（中岡座長） 市長への報告の際は、どなたが立ち会うことになりますか。

（事務局） 座長と副座長でお願いしたいと思いますが。

（中岡座長） 皆さん、それでよろしいでしょうか。

【全員了承】

（中岡座長） では、市長への報告は、日程はまだ未定ですが、決まりましたら、座長と副座長でこれを報告したいと思います。以上でこの検証会議は、役割を終えたということになります。それでは事務局にお返しします。

（事務局） 皆さんご苦勞様でした。検証会議はこれにて終了となりますので、最後に座長、副座長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

（中岡座長） 最初スタートした時は、設定された期間も短く、回数もそれなりに多くと、どうなることかと思いましたが、熱心な議論の結果、あるいは妥協ということで、何とか形としていい報告のまとめりが出来たと思いますし、この報告書の随所に書いてありますが、この協働組織そのものが町内会の活動とは全然反するものではないという認識を持っています。まず、全ての自治活動の基本は町内会活動だと思っていますので、そこがある程度合意を取ってこの協働組織というものを設立していただいて、さらに自治活動を強めていただければ幸かなと私は考えています。その方向でこの報告書がまとめりましたので、委員の皆様にご感謝申し上げますと共に、私が経験してきた市の委員会とはまた別に、今回の事務局は事前にヒアリングを何回もかけていただいて、この短い期間の中でなんとか皆さんの合意ととる努力をしていただきました。それに関しても改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

（宇山副座長）

皆さん本当にご苦勞様でございました。当初、この自治連からの代表ということで、ちょっと大変かなということで、あいさつの中でも、ちょっと難しいなということをお話をしました。で、4日間でやれということは、大変だなということ色々な中身から思っておりました。で、仕方がないので、私は2つの点に絞って参加をさせていただきました。1つは既存の住民協働組織が何故成立しているかということ色を少しえぐって探してみたいと、そうすると、住民協働組織の色々な面が分ってくるだろうと、もう1つは、なんで後の8つは組織が遅れているといわれるのだろうか、5年経ったといいながら、そこを基本的なところをえぐって考えていきたいと、勉強したいなと思っておりました。ここでは、それをあまりいうと長くなって、1ヶ月以上、1年かかると言われたので、ちょっと引っ込みましたけれども、やっぱり、ここら辺が探りたかったなというところが残っております。ま、妥協の産物といいましたけれども、やはり、もっともっと議論をすべきところはあったのかなと思っておりますけれども、すばらしい報告が事務局の方からの力もあってまとまったので、これによかったのかなと、後はもっともっとこれで終わっちゃ、これですばらしいということではありませんから、今後もずっと、この組織についても考えていきたい、私も1市民として見つめていきたいと、自治連の立場でも見ていきたいと、それから帰りましたら皆様方から学んだことを自治連の30人の理事に伝えていって勉強してもらおうと思っておりますので、本当にありがとうございました。

（事務局）

それでは、事務局の方から挨拶させていただきます。

（伊藤市民環境部長）

住民自治推進交付金制度検証会議の閉会にあたりまして、所管する市民環境部長といたしまして、一言皆様に御礼のあいさつをさせていただきたいと思っております。3月18日からはじまりましたこの検証会議でございますが、わずか2月という短い期間の中で、5回の会議を開催させていただき、今回の検証にかかります報告書をまとめ上げるまでに本当に大変熱心にご議論いただきまして、まずは心から感謝申し上げます。色々、今日の議論も含め

まして、報告書がある程度修正されて、市長に報告・提言というような格好の中で、出されることになろうかとは思っています。その中では、その段階で市長がそれなりの政策判断をされるものだとは私ども思っております。今回の大きな中身としては、例えば、設立要件の緩和について積極的な議論をいただいております。この部分も具体的な参考例として色々ご提言をいただいております。ただし、あくまで、私どもこれには、実施するにあたっては、今まで既存のルールとは変わっていくと踏まえれば、やはり、その部分については、予算が絡みますので、私どもとしては、やはり、議会との議論も欠かすことが出来ないものとは思っております。そういう中では、やはり、私ども事務方としては、議会との議論に耐えられるような新しいそういうスキームに向けて、検討をしていかなければならないのかなと思っております。また、実際、北見市としても毎年5億円も10億円も赤字のような経済状況が続いております。そういう中で、未来永劫こういうような予算措置が私どもの段階としては、担保するには今は至っていない状況でございます。そういう中においては、例えばこれから、行政評価だとか行財政改革に関わる外部委員会もございます。まだ、そういうところに提案されるか分かりませんが、そういうところも踏まえたものを考えていかなければならないのかと思います。また、そういう中におきましては、私ども各団体さんに期待することの1点としては、色々な経済基盤の確立の中で、自主財源等々についてもやはり検討される必要もあるのかなと私としては思っているところもございます。勝手なことを申し上げて申し訳ないのですが、今後とも委員の皆さん、それぞれの立場でこれからの北見市の地域コミュニティの推進にご理解、そしてご協力、そしてご提言をいただければ本当に幸だと思います。最後に改めて心から御礼を申し上げまして、感謝の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（事務局）

これで北見市住民自治推進交付金制度検証会議を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。

4. 閉会